

# 第50期

## 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2021年3月26日(金曜日)  
午前10時(受付開始午前9時)

開催場所

東京都武蔵野市吉祥寺本町二丁目4番14号

**吉祥寺第一ホテル**  
八階「天平の間」

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)10名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

### 新型コロナウイルス感染拡大防止に関するお知らせ

感染防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、当日のご来場をお控えいただき、同封の議決権行使書用紙のご返送またはインターネットによる議決権行使をお願い申し上げます。

株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により株主総会における対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.mjc.co.jp/>)より、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。

当日は、会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。

本株主総会ご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

郵送およびインターネット等による  
議決権行使期限

2021年3月25日(木曜日)  
午後5時30分まで

株主各位

証券コード 6871

2021年3月5日

東京都武蔵野市吉祥寺本町二丁目6番8号

株式会社 日本マイクロニクス

代表取締役社長 **長谷川 正義**

## 第50期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第50期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催することといたしました。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が要請されている状況を鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### 【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年3月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

### 【インターネット等による議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って、2021年3月25日（木曜日）午後5時30分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、後記の「インターネット等による議決権行使のお手続きについて」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

<b>1 日 時</b>	<b>2021年3月26日（金曜日）午前10時（受付開始時刻：午前9時00分）</b> （今回の定時株主総会の日が前回の定時株主総会の日と著しく離れた日となりましたのは、当社が第50期（当期）より事業年度の末日を9月30日から12月31日に変更したためであります。）
<b>2 場 所</b>	東京都武蔵野市吉祥寺本町二丁目4番14号 <b>吉祥寺第一ホテル 八階 「天平の間」</b> （末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください）  本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。
<b>3 目的事項</b>	<b>報告事項</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第50期（2019年10月1日から2020年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</li> <li>2. 第50期（2019年10月1日から2020年12月31日まで）計算書類報告の件</li> </ol> <b>決議事項</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>第1号議案 剰余金処分の件</li> <li>第2号議案 定款一部変更の件</li> <li>第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件</li> <li>第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件</li> <li>第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件</li> <li>第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件</li> <li>第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件</li> </ol>

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 次の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.mjc.co.jp/>) に掲載しておりますので本招集通知には記載しておりません。
  - ・ 事業報告の「新株予約権等の状況」および「株式会社の支配に関する基本方針について」
  - ・ 連結計算書類の「連結注記表」
  - ・ 計算書類の「個別注記表」従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役が監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類、会計監査人が監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
- なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.mjc.co.jp/>) に掲載させていただきます。

- 感染防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、当日のご来場をお控えいただき、同封の議決権行使書用紙のご返送またはインターネット等による議決権行使をお願い申し上げます。
- 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により株主総会における対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.mjc.co.jp/>) より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。
- 当日は、会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- 株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認の上、マスク着用で対応をさせていただきます。
- 本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます。）および議案の詳細な説明の一部は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

#### ● 事前のご質問受付のご案内

株主の皆様のご関心が高い事項について、事前にご質問をお受けいたしまして、株主総会当日の質疑応答の時間に回答させていただきます。

〔事前のご質問受付方法について〕

インターネット上の当社ウェブサイト ([https://www.mjc.co.jp/meeting\\_inq/](https://www.mjc.co.jp/meeting_inq/)) にて受付いたします。

ご質問の受付には、株主番号、住所、氏名をご記入いただきます。

受付期間：2021年3月1日（月曜日）午前10時～2021年3月19日（金曜日）午後5時30分

事前質問  
受付URL



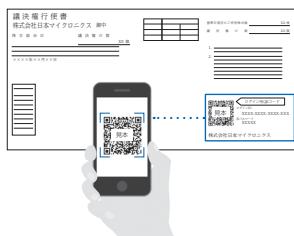


## インターネット等による議決権行使のお手続きについて

### QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

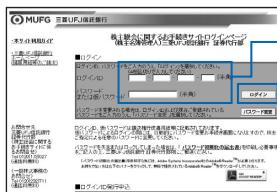


**QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。**  
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

### ログインID・仮パスワードを入力する方法

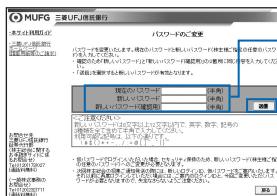
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力  
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力  
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

※機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて  
(株)ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）は、当該プラットフォームを利用した議決権行使が可能です。

# 第50期定時株主総会招集ご通知

## 目 次

株主総会参考書類	1
(添付書類)	
事業報告	24
1. 企業集団の現況に関する事項	24
(1) 当連結会計年度の事業の状況	24
(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況(企業集団)	26
(3) 重要な親会社および子会社の状況	28
(4) 主要な事業内容	28
(5) 主要な営業所および工場等	29
(6) 使用人の状況	30
(7) 主要な借入先の状況	30
2. 会社の現況	31
(1) 株式の状況	31
(2) 会社役員の状況	32
(3) 会計監査人の状況	35
(4) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況	36
(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針	39
連結貸借対照表	40
連結損益計算書	41
連結株主資本等変動計算書	42
貸借対照表	43
損益計算書	44
株主資本等変動計算書	45
連結計算書類に係る会計監査報告	46
計算書類に係る会計監査報告	48
監査役会の監査報告	50

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案

### 剰余金処分の件

当社は、業績ならびに当社グループを取り巻く経営環境や将来の事業展開等を総合的に勘案し、安定配当の維持に努めることを基本方針としております。

また、当社は、2020年11月2日に創立50周年を迎えました。つきましては、これまでの株主の皆様のご支援に感謝の意を表し、普通配当24円に記念配当3円を加え、当期の期末配当は1株につき27円とさせていただきたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割り当てに関する事項およびその総額

普通株式1株につき27円（普通配当24円、創立50周年記念配当3円） 配当総額は1,030,245,507円

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年3月29日

**第2号議案****定款一部変更の件**

## 1. 提案の理由

当社は、経営理念ならびに経営方針を実現し、より理想的なコーポレート・ガバナンスを追求することを通じて、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいりました。

このたび、取締役会における経営戦略議論の一層の充実、およびより高水準のコーポレート・ガバナンスの実現に向け、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。

監査等委員会設置会社に移行することで、取締役会の議決権を有する取締役が監査等委員として監査機能を担い、取締役会の業務執行に対する監督機能を強化するとともに、取締役会から業務執行者への権限委譲を進めることにより、当社は、意思決定・業務執行の機動性を向上させ、更なる経営の効率性向上と業務執行に対する監督機能の強化を図ります。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等、所要の変更ならびに四半期配当を可能とするための規定の変更を行うものであります。

本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が生じるものといたします。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (省 略)</p> <p>第4条 (機関)</p> <p>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条 (省 略)</p> <p><u>第7条 (自己の株式の取得)</u></p> <p>当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第9条 (省 略)</p> <p>第10条 (株主名簿管理人)</p> <p>当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>第11条 (省 略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>第4条 (機関)</p> <p>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p>第<u>7</u>条～第<u>8</u>条 (現行どおり)</p> <p>第<u>9</u>条 (株主名簿管理人)</p> <p>当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または<u>取締役会の決議により委任を受けた取締役の決定</u>によって定め、これを公告する。</p> <p>第<u>10</u>条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第12条（株式取扱規程） 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式および新株予約権に関する取扱いならびに手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 （省 略） 第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条（取締役の員数） 当社の取締役は、13名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>第20条（取締役の選任） 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 当社の取締役の選任については累積投票によらないものとする。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>第11条（株式取扱規程） 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式および新株予約権に関する取扱いならびに手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または本定款に定めるもののほか、<u>取締役会または取締役会の決議により委任を受けた取締役の定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 （現行どおり） 第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条（取締役の員数） 当社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は、13名以内とする。</p> <p>2 当社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、4名以内とする。</p> <p>第19条（取締役の選任） 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員とそれ以外の取締役を区別して行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>4 当社の取締役の選任については累積投票によらないものとする。</p> <p>5 補欠の監査等委員の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開催の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第21条（取締役の任期）  取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第22条 （省 略）</p> <p>第23条（取締役会の招集手続）  取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条 （省 略）</p> <p>第25条（取締役会の決議の省略）  当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>第26条（取締役会の議事録）  取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令の定める事項は、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>第20条（取締役の任期）  取締役（監査等委員を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3 任期満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</p> <p>第21条 （現行どおり）</p> <p>第22条（取締役会の招集手続）  取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。</p> <p>第23条 （現行どおり）</p> <p>第24条（取締役会の決議の省略）  当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第25条（取締役会の議事録）  取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令の定める事項は、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	第26条 (重要な業務執行の決定の委任)
第27条～第28条 (省 略) 第29条 (報酬等) 取締役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。	当社は、取締役会の決議によって、重要な業務執行(会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
第27条～第28条 (省 略) 第29条 (報酬等) 取締役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。	第27条～第28条 (現行どおり) 第29条 (報酬等) 取締役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。
(新 設)	2 取締役の報酬等は、監査等委員とそれ以外の取締役を区別して定める。
第30条 (省 略) 第5章 監査役および監査役会	第30条 (現行どおり)
第31条 (監査役の員数) 当社の監査役は、4名以内とする。	(削 除)
第32条 (監査役の選任) 監査役は、株主総会の決議によって選任する。	(削 除)
2 監査役の選任決議は、議決権の行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削 除)
第33条 (監査役の任期) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(削 除)
2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削 除)
第34条 (監査役会の招集手続) 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく監査役会を開催することができる。</u></p>	
<p><u>第35条（監査役会の決議方法）</u>  <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>第36条（監査役会の議事録）</u>  <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	(削 除)
<p><u>第37条（監査役会規則）</u>  <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	(削 除)
<p><u>第38条（常勤監査役）</u>  <u>監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p><u>第39条（報酬等）</u>  <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>第40条（監査役の責任免除）</u>  <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設) (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 会計監査人 第41条～第42条 (省 略) 第43条 (会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算 第44条～第45条 (省 略) 第46条 (剰余金の配当の基準日) 当社の<u>期末配当の基準日</u>は、毎年12月31日とする。</p> <p>2 <u>当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</u></p> <p>3 <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>第47条 (省 略)</p>	<p>第5章 監査等委員会 第31条 (監査等委員会の招集手続) <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>第32条 (監査等委員会規則) <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>第6章 会計監査人 第33条～第34条 (現行どおり) 第35条 (会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算 第36条～第37条 (現行どおり) 第38条 (剰余金の配当の基準日) <u>当社の剰余金の配当の基準日は、毎年3月31日、毎年6月30日、毎年9月30日および毎年12月31日とする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>2 <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>第39条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>附 則</p> <p>第1条  <u>第11条、第45条および第46条の規定の変更は、  2020年1月1日からその効力を生じる。</u></p> <p>第2条  <u>第13条の規定の変更は、2020年4月1日からその  効力を生じる。</u></p> <p>第3条  <u>第21条の規定にかかわらず、2019年12月19日開催  の第49期定時株主総会において選任された取締役の  任期は、第50期事業年度に関する定時株主総会の終結  の時までとする。</u></p> <p>第4条  <u>第42条の規定にかかわらず、2019年12月19日開催  の第49期定時株主総会において再任された会計監査  人の任期は、第50期事業年度に関する定時株主総会の  終結の時までとする。</u></p> <p>第5条  <u>第44条の規定にかかわらず、第50期事業年度は、  2019年10月1日から2020年12月31日までの15ヶ  月間とする。</u></p> <p>第6条  <u>本附則は、第50期事業年度に関する定時株主総会終  結後これを削除する。</u>  (新 設)</p>	<p>附 則</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>第1条 (監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免  除の経過措置)  <u>2020年12月31日に終了する事業年度に関する定  時株主総会終結前の会社法第423条第1項の行為に関  する監査役(監査役であった者を含む。)の責任の免  除および監査役と締結済の責任限定契約については、  なお同定時株主総会の決議に基づき変更の効力が生ず  る前の定款第40条の定めるところによる。</u></p>

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（8名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）10名の選任をお願いしたいと存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位、担当および重要な兼職の状況	
1	はせがわ まさよし 長谷川 正 義	代表取締役社長 社長執行役員 兼 経営企画戦略本部長	再任
2	さいとう ふとる 齋 藤 太	専務取締役 専務執行役員 管理本部長	再任
3	いがらし たかひろ 五十嵐 隆 宏	常務取締役 常務執行役員 プローブカード事業部長	再任
4	そとかわ こう 外 川 孝	取締役 上席執行役員 プローブカード事業部 青森統括部長	再任
5	KI SANG KANG	取締役 上席執行役員 MEK Co.,Ltd. 代表理事	再任
6	あべ ゆういち 阿 部 祐 一	執行役員 TE事業部長 兼 経営企画戦略本部副本部長	新任
7	かたやま ゆき 片 山 ゆ き	執行役員 管理本部副本部長 兼 経理部長	新任
8	まるやま つとむ 丸 山 力	社外取締役 徳島県最高情報統括監 (株)アイ・オー・データ機器 社外取締役	社外 再任
9	ふるやま みつる 古 山 充	社外取締役 コアサプライ(株) 代表取締役	社外 再任
10	たなべ えい たつ 田 辺 英 達	社外取締役 (株)ペンフィールドコーポレーション 代表取締役社長 (株)ニューテック 社外監査役	社外 再任

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	は せ が わ ま さ よ し 長谷川 正義 (1967年7月3日)	1990年 4月 国際証券(株) (現三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)) 入社 1994年11月 セキテクノトロン(株) (現コーンズテクノロジー(株)) 入社 1998年 3月 当社入社 2001年12月 当社取締役 商品企画部長 2004年12月 当社常務取締役 商品企画部長 兼 半導体機器事業部/パッケージプロープ統括部長 2005年 4月 当社常務取締役 半導体機器事業部青森工場長 兼 半導体機器生産管理統括部長 2005年12月 当社代表取締役副社長 2007年 4月 当社代表取締役社長 2010年12月 当社代表取締役社長 社長執行役員 2021年 3月 当社代表取締役社長 社長執行役員 兼 経営企画戦略本部長 (現任)	2,511,460株
	取締役候補者とした理由	当社の代表取締役に就任以来、それまでの経験を活かしつつ、強力なリーダーシップを発揮し、当社グループの企業価値向上に大きな役割を果たしました。このような経験・実績に基づき経営に携わることにより、取締役会の意思決定機能および監督機能の強化が期待されるため、適任と判断しました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	さいとう ふとる 齋藤 太 (1953年10月6日)	1977年 4月 荏原インフィルコ(株) (現(株)荏原製作所) 入社 2007年 8月 当社入社 当社管理本部経理部担当部長 2007年10月 当社管理本部経理部長 2010年12月 当社執行役員 企画管理本部経理部長 2011年12月 当社取締役 上席執行役員 企画管理本部経理部長 2012年10月 当社取締役 上席執行役員 管理本部長 2012年12月 当社取締役 執行役員 管理本部長 2013年12月 当社常務取締役 常務執行役員 管理本部長 2014年12月 当社専務取締役 専務執行役員 管理本部長 2018年10月 当社専務取締役 専務執行役員 管理本部長兼人事総務統括部長 2019年10月 当社専務取締役 専務執行役員 管理本部長 (現任)	46,000株
	取締役候補者とした理由	当社グループ内で管理本部および経理財務部門の責任者を務めるなど、経営および経理財務の豊富な経験・実績・見識を有しており、コーポレート・ガバナンス向上の牽引者として、当社グループの経営を推進いたしました。このような経験・実績に基づき経営に携わることにより、取締役会の意思決定機能および監督機能の強化が期待されるため、適任と判断しました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	い が ら し た か ひ ろ <b>五十嵐 隆宏</b> (1963年11月15日)	1995年 1月 (株)ナイツ入社 1996年11月 当社入社 2002年10月 当社P B事業本部P B営業統括部P B海外営業部長 2005年 4月 当社半導体機器事業部パッケージプローブ統括部長 兼 P B海外営業部長 2008年 1月 当社半導体機器事業部営業統括部長 兼 海外営業部長 2009年12月 当社取締役 半導体機器事業部営業統括部長 兼 第二営業部長 2010年12月 当社取締役 上席執行役員 半導体機器事業部営業統括部長 2012年10月 当社取締役 上席執行役員 プローブカード事業部長 兼 営業統括部長 2012年12月 当社取締役 執行役員 プローブカード事業部長 兼 営業統括部長 2014年10月 当社取締役 執行役員 プローブカード事業部長 2014年12月 当社常務取締役 常務執行役員 プローブカード事業部長 (現任)	39,100株
	取締役候補者とした理由	国内事業・海外事業などの各部門で豊富な経験と見識を有しており、プローブカード事業部長として、既存事業の発展に多大な貢献をいたしました。このような経験・実績に基づき経営に携わることにより、取締役会の意思決定機能および監督機能の強化が期待されるため、適任と判断しました。	
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	そ と か わ こう <b>外川 孝</b> (1963年12月2日)	1984年 6月 (株)日本セミコン (現当社) 入社 2001年 4月 当社青森P B製造部長 2003年 2月 当社P B事業本部熊本T L第3 P B製造部長 2005年 4月 当社半導体機器事業部P S製造部長 2010年 1月 MEK Co. , L t d. 出向 2013年10月 当社プローブカード事業部メモリー統括部副統括部長 2013年12月 当社執行役員 プローブカード事業部メモリー統括部副統括部長 2014年10月 当社執行役員 プローブカード事業部ロジック統括部長 2015年12月 当社取締役 執行役員 プローブカード事業部ロジック統括部長 2016年10月 当社取締役 執行役員 プローブカード事業部青森統括部長 2018年12月 当社取締役 上席執行役員 プローブカード事業部青森統括部長 (現任)	10,400株
	取締役候補者とした理由	国内事業・海外事業などの各部門で豊富な経験と見識を有し、また新たな需要の創造に向けた製品開発に実績があります。このような経験・実績に基づき経営に携わることにより、取締役会の意思決定機能および監督機能の強化が期待されるため、適任と判断しました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	<b>KI SANG KANG</b> (1958年2月8日)	1983年 8月 Samsung Electronics Co.,Ltd.入社 1986年 2月 同社Wafer Test Engineer 1988年 9月 同社Assistant Manager 1990年 9月 同社Manager 1995年 7月 同社General Manager 2005年 1月 同社Vice Present in the Test Technology Team 2009年 1月 同社Consultant 2011年 1月 当社入社 2011年 4月 当社執行役員 MEK Co. , L t d. 代表理事 2018年12月 当社取締役 上席執行役員 MEK Co. , L t d. 代表理事 (現任)	-
	取締役候補者とした理由	半導体・電子機器事業の技術者および経営幹部としてのグローバルで豊富な経験と見識を有し、これを新たな需要の創造に向けた製品開発・市場開拓に取り組んでまいりました。このような経験・実績に基づき経営に携わることにより、取締役会の意思決定機能および監督機能の強化が期待されるため、適任と判断しました。	
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	<b>新任</b> <b>あべ ゆういち</b> <b>阿部 祐一</b> (1961年10月30日)	1984年 4月 東京エレクトロン(株)入社 2010年 4月 同社 T S プロジェクトプロジェクトリーダー 2011年 7月 同社執行役員 T S B U General Manager 2016年 7月 同社 A T S B U 理事 2018年10月 当社入社 T E 事業部副事業部長 2018年12月 当社執行役員 T E 事業部副事業部長 2019年10月 当社執行役員 T E 事業部長 2021年 3月 当社執行役員 T E 事業部長 兼 経営企画戦略本部副本部長 (現任)	2,000株
	取締役候補者とした理由	半導体テスト装置事業の経営幹部としての豊富な経験と深い見識を有し、当社グループの経営戦略強化に取り組んでまいりました。このような経験・実績に基づき経営に携わることにより、取締役会の意思決定機能および監督機能の強化が期待されるため、適任と判断しました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7	<p><b>新任</b></p> <p>かたやま <b>片山 ゆき</b> (1970年4月9日)</p>	1994年 4月 (株)ホロン入社 2000年 8月 当社入社 2008年 4月 当社 管理本部経理部資金課長 2011年 1月 米国公認会計士 (U.S.CPA-Inactive) 登録 2011年 4月 当社 管理本部経理部経理課長 2014年12月 当社 管理本部経理部長 2017年12月 当社執行役員 管理本部経理部長 2021年 3月 当社執行役員 管理本部副本部長 兼 経理部長 (現任)	2,600株
	取締役候補者とした理由	当社で経理財務部門の責任者を務めるなど、経営および経理財務の豊富な経験・実績・見識を有し、当社グループ各社の業績向上に取り組んでまいりました。このような経験・実績に基づき経営に携わることにより、取締役会の意思決定機能および監督機能の強化が期待されるため、適任と判断しました。	
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
8	<p>まるやま つとむ <b>丸山 方</b> (1945年11月30日)</p>	1971年 4月 日本アイ・ビー・エム(株)入社 1994年 1月 同社取締役パーソナル・コンピュータ開発製造本部長 1998年 4月 同社常務取締役ディスプレイ事業担当 1999年 1月 同社専務取締役開発製造担当 2001年 4月 同社取締役副社長開発製造担当 2004年 3月 同社技術顧問 2004年 6月 (株)アプティ (現株)JBアドバンス・テクノロジー) 非常勤取締役 2004年12月 当社社外取締役 (現任) 2005年 6月 (株)ウィルコム技術顧問 2005年10月 東京大学大学院工学系研究科特任教授 2006年 4月 徳島県最高情報統括監 (現任) 2007年 4月 日本アイ・ビー・エム(株)顧問 2016年 9月 (株)アイ・オー・データ機器 社外取締役 (現任)	30,000株
	社外取締役候補者とした理由	会社経営者および技術者としての豊富な経験と深い見識に基づき、社内経営陣から独立した視点で、経営に関する助言、業務執行に関する監督を行っております。引き続きこれらの経験・見識を当社の取締役会に反映することにより、取締役会の監督機能の更なる強化が期待されるため、適任と判断しました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
9	ふるやま みつる <b>古山 充</b> (1951年4月29日)	1978年 3月 セキテクノトロン(株) (現コーンズテクノロジー(株)) 入社 1993年 5月 同社取締役 1996年 4月 同社常務取締役 2003年 8月 (株)レイテックス入社 同社取締役 2010年 4月 コアサプライ(株) 代表取締役 (現任) 2010年12月 当社社外監査役 2012年12月 当社社外取締役 (現任)	4,000株
	社外取締役候補者とした理由	会社経営者としての豊富な経験と深い見識に基づき、社内経営陣から独立した視点で、経営に関する助言、業務執行に関する監督を行っております。引き続きこれらの経験・見識を当社の取締役会に反映することにより、取締役会の監督機能の更なる強化が期待されるため、適任と判断しました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
10	たなべ えいたつ <b>田辺 英達</b> (1947年3月4日)	1970年 5月 (株)三菱銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) 入行 1990年 9月 カナダ三菱銀行 頭取 兼 トロント支店長 1993年11月 (株)三菱銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) 本店営業第四部長 1996年 4月 (株)東京三菱銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) 船場支店長 1999年 6月 (株)田中化学研究所 取締役 経営企画室長 2003年 4月 同社常務取締役コーポレート部門長 兼 経理部長 2008年 8月 (株)ベンフィールドコーポレーション 代表取締役社長 (現任) 2009年 5月 (株)ニューテック 社外監査役 (現任) 2017年12月 当社社外取締役 (現任)	2,000株
	社外取締役候補者とした理由	実務経験における財務および会計に関する相当程度の知見を有し、且つ会社経営者としての豊富な経験と深い見識に基づき、社内経営陣から独立した視点で、経営に関する助言、業務執行に関する監督を行っております。引き続きこれらの経験・見識を当社の取締役会に反映することにより、取締役会の監督機能の更なる強化が期待されるため、適任と判断しました。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 丸山力氏、古山充氏および田辺英達氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、丸山力氏、古山充氏および田辺英達氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。丸山力氏、古山充氏および田辺英達氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
3. 丸山力氏は、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって16年です。
4. 古山充氏は、過去に当社の社外監査役としての在任期間が2年あり、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって8年です。
5. 田辺英達氏は、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって3年です。
6. 当社と丸山力氏、古山充氏および田辺英達氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、丸山力氏、古山充氏および田辺英達氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としています。当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善悪かつ重大な過失がないときに限られます。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金、訴訟関係費用、弁護士費用等を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、当社は当該保険契約の更新を予定しております。

## 第4号議案

## 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位、担当および重要な兼職の状況		
1	にい はら しん いち 新 原 伸 一	常勤監査役		
2	うち やま ただ あき 内 山 ただ あき	社外監査役 内山法律事務所 所長	社外	
3	ひ ぐち よし ゆき 樋 口 よし ゆき	樋口義行公認会計士事務所 代表 EPSホールディングス(株) 社外監査役	社外	新任

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	にいはら しんいち <b>新原 伸一</b> (1955年4月5日)	1978年 4月 (株)東京銀行 (現株)三菱UFJ銀行) 入行 1991年 8月 同行資本市場第一部 部長代理 1993年 8月 同行営業第一部 部長代理 2000年 8月 同行バンコック支店 副支店長 2004年 6月 同行融資部臨店指導室 主任調査役 2006年 7月 シャープ(株)入社 海外事業本部管理統轄 2010年 4月 同社経理本部副本部長 (I R 担当) 2013年 4月 同社執行役員中国代表 兼 夏普(中国)投資有限公司 董事長 兼 総経理 2016年11月 当社入社 2016年12月 当社常勤監査役 (現任)	-
	取締役候補者とした理由	金融機関および事業会社において長年に亘る実務経験を有し、財務および会計に関する相当程度の見識があり、当社の監査および監督機能の更なる強化が期待されるため、適任と判断しました。	
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	うちやま ただあき <b>内山 忠明</b> (1946年8月19日)	1976年 4月 司法修習終了 1976年 4月 東京都総務局入庁 1990年 4月 特別区人事厚生事務組合法務部長 兼 (財)特別区協議会 法務調査室長 2000年 4月 日本大学法学部教授 2000年 4月 弁護士登録 内山法律事務所 所長 (現任) 2003年 4月 日本大学大学院法務研究科教授 2012年12月 当社社外監査役 (現任)	2,000株
	社外取締役候補者とした理由	過去に会社経営に関与したことはありませんが、弁護士、大学教授としての経験・見識が豊富であり、人格に優れ、当社の監査および監督機能の更なる強化が期待されるため、適任と判断しました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	<b>新任</b> ひぐち よしゆき <b>樋口 義行</b> (1954年1月5日)	1984年10月 監査法人サンワ東京丸の内事務所（現有限責任監査法人トーマツ）入所 1988年 5月 公認会計士登録 2006年 6月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）代表社員 2013年11月 有限責任監査法人トーマツ本部 総務担当 2019年 6月 有限責任監査法人トーマツ 退所 2019年 7月 樋口義行公認会計士事務所代表（現任） 2019年12月 EPS ホールディングス(株) 社外監査役（現任）	—
	社外取締役候補者とした理由	過去に会社経営に関与したことはありませんが、長年に亘る会計士としての経験を有し、財務および会計に関する豊富な見識があり、人格に優れ、当社の監査および監督機能の更なる強化が期待されるため、適任と判断しました。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 内山忠明氏および樋口義行氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、内山忠明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。同氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、樋口義行氏は、当社の社外役員の独立性判断基準および証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしているため、同氏の選任が承認された場合は、当社は同氏を独立役員として指定する予定であります。
4. 内山忠明氏は、社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって8年であります。
5. 当社は、新原伸一氏および内山忠明氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合は、当該契約と同様の契約を締結する予定であります。また、樋口義行氏が選任された場合は、同氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。
- 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。なお、当該責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金、訴訟関係費用、弁護士費用等を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、当社は当該保険契約の更新を予定しております。

## 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2015年12月22日開催の第45期定時株主総会において年額500百万円以内（うち社外取締役分年額100百万円以内）とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額および昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して年額500百万円以内（うち社外取締役分年額100百万円以内）とさせていただきたいと存じます。

なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は8名（うち社外取締役3名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は第2号および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、10名（うち社外取締役3名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

## 第6号議案

**監査等委員である取締役の報酬額設定の件**

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額40百万円以内とさせていただきますと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号および第4号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第7号議案

# 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度（以下、「本制度」という。）を下記のとおり導入することといたしました。なお、当社は、従前より対象取締役の月額報酬の一部を、役員持株会を通じた自社株購入に充当しており、本制度は、それに置き換わるものです。

当社の取締役の報酬額は、2015年12月22日開催の株主総会において、年額500百万円以内にご承認いただいております。また、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」において、年額500百万円以内にご承認をお願いしております。本株主総会では、本制度を新たに導入し、従来の取締役の報酬額とは別枠で対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を年額100百万円以内と設定することといたしたいと存じます。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は第2号及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、10名（うち社外取締役3名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとなります。

## 1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

本制度は、対象取締役に対して、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けません。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とはならない範囲で当社取締役会において決定します。また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

## 2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の150,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の上限とします。ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとします。

## 3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとします。

### (1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、割当てを受けた日から当該対象取締役が当社の取締役の地位を退任する時までの期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）について、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈、その他一切の処分行為をすることができないものとします。

### (2) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、本譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。ただし、対象取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に上記の地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

### (3) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役の地位を退任した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得します。また、本割当株式のうち上記(1)の本譲渡制限期間が満了した時点において上記(2)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

### (4) 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社取締役会の決議により、本譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。上記に規定する場合には、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

### (5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社取締役会において定めるものとします。

以 上

(添付書類)

## 事業報告 (2019年10月1日から2020年12月31日まで)

当連結会計年度は決算期変更の経過期間となることから、決算日が9月30日であった当社は15ヶ月間(2019年10月1日～2020年12月31日)、決算日が6月30日であった連結子会社は18ヶ月間(2019年7月1日～2020年12月31日)を連結対象期間とした変則的な決算となっております。このため、対前期比増減率については記載しておりません。

### 1 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から底打ち感が見られていたものの、欧州を中心に再拡大したことで経済活動の制限が再強化され先行き不透明な状況が続いております。日本国内におきましても、景況感の改善が見られるものの、新型コロナウイルス感染症再拡大の懸念が回復の重石になり、個人消費を中心に低迷が続いております。

半導体市場は、車載デバイスや民生機器向けデバイスが新型コロナウイルス感染症拡大等の影響で需要が一時期落ち込んでいましたが、5G通信のカバーエリア拡大と対応機種種の増加によりスマートフォン需要が回復基調である他、カーボンニュートラルを目指す動きが再度活発化したことで車載デバイスにもわかに需要が増大しました。また、企業によるテレワークの活用、ステイホーム習慣の定着、キャッシュレス決済の普及等によりデータトラフィック量が増加したことで、データセンター関連需要が伸長し、需要の上下動はあるものの今後も同様の傾向が続くと考えられております。一方、FPD分野においては、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響によりヒト、モノの移動制限があったことで新規設備投資計画はおおむね後倒しとなったものの、PC、タブレット、モニターに使われるパネルが品薄となり、パネルメーカーの稼働率が上がったことで、良好な市場環境が続きました。

このような状況の下、当社グループは、長期的に当社が目指す姿を纏めた『MJC Future Vision』を2018年9月期に策定・公表し、「QDCCSSを更に推し進めて品質と納期での競争力を高め、市場へ安心・安全を提供する事で『より豊かな社会の発展に貢献』する」企業を目指す活動に注力してまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高40,130百万円、営業利益2,775百万円、経常利益3,033百万円、親会社株主に帰属する当期純利益3,111百万円となりました。

#### 企業集団の事業別売上高

事業区分	第49期 2018年10月1日から 2019年9月30日まで		第50期(当連結会計年度) 2019年10月1日から 2020年12月31日まで	
	金額	構成比	金額	構成比
プローブカード事業	25,544	91.4	38,056	94.8
T E 事業	2,409	8.6	2,074	5.2
合計	27,954	100.0	40,130	100.0

(注) 第50期(2020年12月期)につきましては、決算期変更により2019年10月1日から2020年12月31日までの15ヶ月間となっております。このため、対前期比増減率については記載しておりません。

## ② 設備投資の状況

当社グループでは、製品の性能向上や生産合理化、新製品の量産化等に対処するために総額2,287百万円の設備投資を実施致しました。主な内容は、青森工場および大分テクノロジーラボラトリーの生産設備等1,240百万円等であります。

(単位：百万円)

区分	金額	主な内容
建物及び構築物	509	青森工場 414 大分テクノロジーラボラトリー 61
機械装置及び 運搬器具	1,331	青森工場 712 大分テクノロジーラボラトリー 320 MEK Co.,Ltd. 139
工具器具備品	305	青森工場 169 MEK Co.,Ltd. 38 大分テクノロジーラボラトリー 39 本社 29
その他	140	無形固定資産の増加 147 土地の購入 13 建設仮勘定の減少△37
計	2,287	

## ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

## ④ 企業集団が対処すべき課題

当社グループは、長期的に当社が目指す姿をまとめた『MJC Future Vision』の三年目として、将来の事業を見据え積極的な投資を計画的に実施しました。プローブカード事業においては、ロジック分野は伸び悩みましたが、メモリ分野においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で大きく変動した顧客の納期要求を満たすことでリーディングカンパニーとしての地位を維持しました。一方、T E 事業では、半導体検査装置が需要の停滞で厳しい状況でしたが、製品ポートフォリオ見直しやオペレーション改善を主な骨子とした事業構造改革に着手し、中長期計画で業績の回復を目指しております。

引き続き、『MJC Future Vision』で掲げた「Q D C C S S を更に推し進めて品質と納期での競争力を高め、市場へ安心・安全を提供する事で『より豊かな社会の発展に貢献』する」企業を目指し、次の重点施策に取り組んでまいります。

### <成長のコンセプト>

- ・強みである技術力、開発力を更に進化させ、顧客に最高のベネフィットを提供致します。
- ・Q D C C S S を始めとする企業文化を追求し、ブランド力を更に高め、全世界のM J C 拠点においてサービス向上を目指します。
- ・内外各種研修の充実により、グローバルに活躍する人財を育成し、更に企業価値を高めます。

### <プロブカード事業>

- ・リーディングカンパニーとしてその名に恥じない地位を維持致します。
- ・ロジック製品の販売拡大でロジック市場でのシェアを拡大していきます。
- ・グローバル展開による海外対応力の強化を推進します。

### <TE事業>

- ・安定的な収益の確保を目指します。
- ・新規事業（製品）の育成と収穫を図っていきます。
- ・事業（製品）の選択と集中を進めていきます。

株主の皆様におかれましては、今後ともご指導・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (2) 直前3事業年度の財産および損益の状況（企業集団）

### 売上高

（単位：百万円）



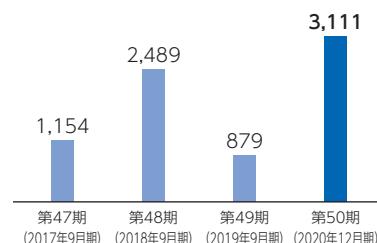
### 経常利益

（単位：百万円）



### 親会社株主に帰属する当期純利益

（単位：百万円）



### ① 企業集団の財産および損益の状況の推移

項目	第47期 (2017年9月期)	第48期 (2018年9月期)	第49期 (2019年9月期)	第50期 (当連結会計年度) (2020年12月期)
売上高 (百万円)	28,455	30,091	27,954	40,130
経常利益 (百万円)	1,573	3,440	1,626	3,033
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,154	2,489	879	3,111
1株当たり当期純利益 (円)	29.56	63.90	22.97	81.54
純資産 (百万円)	23,281	25,099	22,825	25,772
総資産 (百万円)	36,502	36,899	34,244	39,191
1株当たり純資産額 (円)	564.55	617.19	590.53	671.73

(注)第50期(2020年12月期)につきましては、決算期変更により2019年10月1日から2020年12月31日までの15ヶ月間となっております。

### ② 当社の財産および損益の状況の推移

項目	第47期 (2017年9月期)	第48期 (2018年9月期)	第49期 (2019年9月期)	第50期 (当事業年度) (2020年12月期)
売上高 (百万円)	23,991	26,194	23,589	33,312
経常利益 (百万円)	931	2,710	1,435	2,050
当期純利益 (百万円)	1,066	2,754	1,291	2,437
1株当たり当期純利益 (円)	27.31	70.72	33.74	63.88
純資産 (百万円)	19,541	22,032	21,266	23,485
総資産 (百万円)	31,180	33,305	31,799	35,258
1株当たり純資産額 (円)	496.67	559.27	549.67	611.79

(注)第50期(2020年12月期)につきましては、決算期変更により2019年10月1日から2020年12月31日までの15ヶ月間となっております。

### (3) 重要な親会社および子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当する事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
美科樂電子股份有限公司 (英文名：TAIWAN MJC CO.,LTD.)	125,000千台湾ドル	100.0%	LCD検査機器等の設計・製造・販売・メンテナンスおよびプローブカード等の販売・メンテナンス
邁嘉路微电子(上海)有限公司 (英文名：CHINA MJC CO.,LTD.)	500千米ドル	100.0%	LCD検査機器等の販売およびメンテナンス
MJC Electronics Corporation	2,000千米ドル	100.0%	プローブカード等の販売およびメンテナンス
MJC Europe GmbH	25千ユーロ	100.0%	プローブカード等の販売およびメンテナンス
MEK Co.,Ltd.	5,000百万韓国ウォン	100.0%	プローブカード等の製造・販売・メンテナンスおよびLCD検査機器等の販売・メンテナンス
昆山麦克芯微電子有限公司 (英文名：MJC Microelectronics (Kunshan) Co.,Ltd.)	4,900千米ドル	100.0%	プローブカード等の設計・製造・販売およびメンテナンス
MJC ELECTRONICS ASIA PTE.LTD.	60万 シンガポールドル	100.0%	プローブカード等の販売およびメンテナンス

(注) 当社の連結子会社は上記の7社であります。

### (4) 主要な事業内容 (2020年12月31日現在)

当社グループが営む主な事業の内容は次のとおりであります。

- ① プローブカード事業……主要な製品は半導体計測器具等であります。
- ② T E 事業……主要な製品はLCD検査機器、半導体検査機器等であります。

## (5) 主要な営業所および工場等 (2020年12月31日現在)

### ① 当社の営業所および工場等

本社 東京都武蔵野市吉祥寺本町二丁目6番8号

営業所

名称	所在地	名称	所在地
青森営業所	青森県平川市	大分営業所	大分県大分市

(注) 2020年3月に関西出張所、2020年11月に熊本営業所を閉所しております。

工場等

名称	所在地	名称	所在地
青森工場	青森県平川市	青森松崎工場	青森県平川市
大分テクノロジーラボラトリー	大分県大分市		

### ② 子会社の営業所および工場等

名称	所在地	名称	所在地
美科樂電子股份有限公司 (英文名: TAIWAN MJC CO.,LTD.)	台湾新竹縣 竹北市	邁嘉路微電子(上海)有限公司 (英文名: CHINA MJC CO.,LTD.)	中国上海市
MJC Electronics Corporation	米国テキサス州	MEK Co.,Ltd.	韓国京畿道富川市
MJC Europe GmbH	独国バイエルン州	MJC ELECTRONICS ASIA PTE.LTD.	シンガポール
昆山麥克芯微電子有限公司 (英文名: MJC Microelectronics (Kunshan) Co.,Ltd.)	中国江蘇省		

## (6) 使用人の状況 (2020年12月31日現在)

## ① 企業集団の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
プロブカード事業	1,140名	10名減
TE事業	136名	37名減
全社（共通）	148名	15名増
合 計	1,424名	32名減

(注) 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門等に所属しているものであります。

## ② 当社の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,090名	50名減	37.6歳	13.6年

(注) 使用人数には、パートタイマーおよび社外への出向者を含んでおりません。

## (7) 主要な借入先の状況 (2020年12月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	468
株式会社三井住友銀行	308
日本生命保険相互会社	200

(注) 企業集団の主要な借入先として、当社の借入先の状況を記載しています。

## 2 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2020年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 144,000,000株
- ② 発行済株式の総数 40,025,316株
- ③ 株主数 12,739名

#### ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
長谷川 正 義	2,511	6.58
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,228	5.84
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,174	5.69
日本生命保険相互会社	1,685	4.41
株式会社三菱UFJ銀行	1,331	3.48
長谷川 勝 美	1,186	3.11
長谷川 丈 広	1,184	3.10
MTKアセット株式会社	1,116	2.92
長谷川 義 榮	941	2.46
株式会社三井住友銀行	739	1.93

(注) 1. 当社は、自己株式を1,868,075株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## (2) 会社役員の状況

### ① 取締役および監査役の状況（2020年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	長谷川 正 義	社長執行役員
専務取締役	齋 藤 太	専務執行役員 管理本部長
常務取締役	五十嵐 隆 宏	常務執行役員 プローブカード事業部長
取締役	外 川 孝	上席執行役員 プローブカード事業部 青森統括部長
取締役	KI SANG KANG	上席執行役員 ME K C o., L t d.代表理事
取締役	丸 山 力	徳島県最高情報統括監、(株)アイ・オー・データ機器 社外取締役
取締役	古 山 充	コアサプライ(株) 代表取締役
取締役	田 辺 英 達	(株)ペンフィールドコーポレーション 代表取締役社長、(株)ニューテック 社外監査役
常勤監査役	新 原 伸 一	
監査役	土 屋 健 吾	土屋税理士事務所代表
監査役	内 山 忠 明	内山法律事務所所長

- (注) 1. 取締役丸山力氏、古山充氏および田辺英達氏は社外取締役であります。
2. 監査役土屋健吾氏および内山忠明氏は社外監査役であります。
3. 当社は、取締役丸山力氏、古山充氏および田辺英達氏ならびに監査役土屋健吾氏および内山忠明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役新原伸一氏および監査役土屋健吾氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役新原伸一氏は、金融機関および事業会社において長年に亘る実務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
  - ・監査役土屋健吾氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 責任限定契約の内容の概要
- 当社と各社外取締役ならびに各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
- 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。
- なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

6. 当事業年度末日後の取締役の地位および担当を以下のとおり変更しております。

氏名	新役職名および担当	旧役職名および担当	異動年月日
長谷川 正義	社長執行役員 兼 経営企画戦略本部長	社長執行役員	2021年3月1日

## ② 取締役および監査役の報酬等の額 当事業年度に係る報酬等の総額

	員数	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	8名 (3名)	305百万円 (28百万円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	25百万円 (10百万円)
合計 (うち社外役員)	11名 (5名)	331百万円 (38百万円)

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役に対して使用人分給与相当額16百万円を支払っております。
2. 2015年12月22日開催の第45期定時株主総会決議による取締役の報酬限度額は、年額500百万円以内（うち社外取締役分100百万円以内）であります。ただし、使用人兼務取締役に対する使用人分給与相当額、および別枠で発行の都度、株主総会にて決議をいただいておりますストック・オプションによる報酬額は、この報酬限度額には含んでおりません。
3. 1996年12月19日開催の第26期定時株主総会決議による監査役の報酬限度額は、年額40百万円以内であります。
4. 上記支給額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における役員賞与92百万円（取締役8名に対し92百万円（うち社外取締役3名に対し9百万円））
  - ・自社株取得目的報酬による報酬額22百万円（取締役4名に対し22百万円）
  - ・ストック・オプションによる報酬額5百万円（取締役5名に対し5百万円）
5. 第50期（2020年12月期）につきましては、決算期変更により2019年10月1日から2020年12月31日までの15ヶ月間となっております。

### ③ 社外役員に関する事項

#### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役丸山力氏は、徳島県最高情報統括監および(株)アイ・オー・データ機器社外取締役であります。当社は、徳島県および(株)アイ・オー・データ機器とは特別の利害関係はありません。
- ・取締役古山充氏は、コアサプライ(株)の代表取締役であります。当社は、コアサプライ(株)とは特別の利害関係はありません。
- ・取締役田辺英達氏は、(株)ペンフィールドコーポレーションの代表取締役社長および(株)ニューテックの社外監査役であります。当社は、(株)ペンフィールドコーポレーションおよび(株)ニューテックとは特別の利害関係はありません。
- ・監査役土屋健吾氏は、土屋税理士事務所代表であります。当社は、土屋税理士事務所とは特別の利害関係はありません。
- ・監査役内山忠明氏は、内山法律事務所所長であります。当社は、内山法律事務所とは特別の利害関係はありません。

#### ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役 丸 山 力	当事業年度に開催された取締役会19回すべて（100％）に出席し、主に社外での経験や専門性を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っております。
取締役 古 山 充	当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回（95％）に出席し、主に社外での経験や専門性を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っております。
取締役 田 辺 英 達	当事業年度に開催された取締役会19回すべて（100％）に出席し、主に社外での経験や専門性を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っております。
監査役 土 屋 健 吾	当事業年度に開催された取締役会19回すべて（100％）に出席し、監査役会15回すべて（100％）に出席しております。また、取締役会および監査役会において、社外での経験や専門性を活かした発言を積極的に行っております。
監査役 内 山 忠 明	当事業年度に開催された取締役会19回すべて（100％）に出席し、監査役会15回すべて（100％）に出席しております。また、取締役会および監査役会において、社外での経験や専門性を活かした発言を積極的に行っております。

### (3) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人 トーマツ

#### ② 会計監査人の報酬等の額

	支払額
当社が会計監査人に支払うべき当事業年度に係る報酬等の額	42百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社であるMEK Co.,Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3. 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意をした理由

監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

#### ③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、非監査業務として、収益認識基準の適用による会計方針の検討に関する助言について対価を支払っております。

#### ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の適格性や独立性を害する事由の発生などにより、その適正な職務遂行に重大な支障が生じ、改善の見込みがないと判断した場合には、その会計監査人を解任または不再任とし、新たな会計監査人の選任議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出する方針であります。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められ、改善の見込みがないと判断した場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針であります。

#### (4) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、「内部統制システムに係る基本方針」として取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務ならびに当該株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制を定め、その実施を継続的な取組みとし、毎事業年度、見直しを諮っております。経営会議やコンプライアンス委員会等各種委員会において、その進捗状況および内部統制システムの運用上、見出された問題点の是正・改善状況ならびに、適宜、講じられた再発防止策への取組み状況の報告を求め、運用状況についてのモニタリングを行っております。また、その結果を取締役に報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

当事業年度の運用状況につきましては、次のとおりです。

- ・個人および組織のコンプライアンスに対する意識の向上を図るため、eラーニングによる教育を継続するとともに、法令・社内規程および企業倫理等、当社グループ全役職員が遵守すべき行動原則を定めたMJC行動規範（MJCコンプライアンスハンドブック）を使い、当社グループのコンプライアンス意識の更なる深耕に注力し、コンプライアンス体制の徹底を図りました。
- ・リスクマネジメント委員会を2回開催し、事業継続に影響を及ぼす様々なリスクを低減することを目的とした全社横断のワーキング・グループの活動報告を行い、経営上の様々なリスクに的確に対応する体制づくりを推進いたしました。
- ・役員および全従業員に対して外部講師による研修を実施し、ハラスメント防止の取組みを継続いたしました。
- ・企業秘密・情報セキュリティ管理規程を改正し、情報漏洩対策を強化いたしました。
- ・当社グループにおける業務の適正を確保するために、当社監査役会は、当社代表取締役社長との意見交換会を定期的で開催する他、当社および子会社間で行うグループ監査役連絡会を開催し、経営課題の把握と対応方針について討議いたしました。
- ・更に、内部統制システムの運用上新たに見出された問題点等について適時・適切に是正・改善し、必要に応じて再発防止へ取組みを実施してまいりました。

よって、当事業年度における当社の内部統制システムは有効に運用されたものと判断しております。

なお、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務ならびに当該株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- i. 当社は、企業が存立を継続するためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、コンプライアンス規程を定めるとともにすべての役員および従業員が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守した行動を取るためのMJC行動規範を策定しております。また、直接従業員から通報相談を受けけるMJCヘルプラインを設け、法令違反またはMJC行動規範に反する行為またはそのおそれがある事実の早期発見に努めます。MJCヘルプラインは社外に通報相談窓口を設け、通報者に対する匿名性を担保するとともに不利益となる取扱いの防止を保証しております。
- ii. 当社は、経営監査室を設置しており、経営課題に的確に対応した内部監査を通じて内部管理に関する課題を提起することにより、コーポレート・ガバナンスの強化に寄与することを基本方針に掲げ、子会社を含む各組織に対して内部管理プロセスを重視した内部監査を実施し牽制機能の充実を図っております。
- iii. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力とは一切の関係を遮断するとともにこれら反社会勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応いたします。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る電磁的記録を含む文書、その他重要な情報を、法令および社内規程に基づき適正に保存および管理しております。また、法令または証券取引所適時開示規則に則り、必要な情報開示を行っております。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、経営に重大な影響を与えるリスクを事前に把握、分析、評価した上で適切な対応策を準備し、発生したリスクによる損失を最小限にすべく組織的な対応を行うとともに、リスクマネジメント状況を監督し、定期的な見直しを行っております。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会は、経営の基本方針・法令で定められた事項その他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を監督する機関と位置づけ、運用を図っております。

また、当社は、環境変化等に対応した会社全体の将来のビジョンを定めるため、長期的に当社が目指す姿をまとめたMJC Future Vision、および単年度の事業計画を策定しております。

さらに、取締役会の下に、社長が議長を務める経営会議を設けて、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で当社業務の執行および施策の実施等について審議しております。

また、当社は、執行役員制度を導入し、取締役会の経営の意思決定機能および執行監督機能と執行役員の業務執行機能を分離し、役割と責任を明確化して、それぞれの機能強化を図っております。

#### ⑤ 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、当社の子会社主管部統括の下、当社各部門がそれぞれ担当する子会社に対し、子会社の経営意思を尊重しつつ、一定の事項については予め当社の承認を求めることや、当社に報告を求めることにより、子会社の経営管理を行っております。

また、当社は、当社および当社子会社（以下「当社グループ」といいます）に適用されるコンプライアンス規程を定め、当社グループの役員および従業員が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守した行動を取るためのMJC行動規範を策定し、当社グループに配布するなど、当社グループ全体でコンプライアンス体制を構築することとしております。

さらに、当社は、経営監査室を設置し、当社グループ全体に対して内部監査を実施するほか、子会社との各種連絡会・協議会を設置することにより、当社グループ全体の情報管理・危機管理の統一と共有化および経営の効率化を確保しております。

#### ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、経営監査室を設置し、経営監査室が監査役の求めに応じて監査役の監査を補助することとしております。監査役会の招集事務、議事録の作成、その他監査役会運営に関する事務は人事総務統括部がこれにあたることとしております。

また、当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査役の事前の同意を得ること、当社監査役から監査業務に必要な命令を受けた当該使用人は、その命令に関して、当社取締役等の指揮命令を受けないものとする事により、取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性を確保しております。

⑦ **当社および子会社の取締役・監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制 その他の監査役への報告に関する体制ならびに報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保する体制 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

当社は、当社監査役が定期的に取り締役または使用人から職務執行の状況について報告を受けることができる体制を整備するとともに、監査が実効的に行われることを確保するため人事総務統括部の関連部門が監査役の業務を補助しております。

また、内部通報制度により当社または子会社の役職員から担当部門が受けた通報内容について、当社監査役に報告を行うこととしております。さらに、当社は、定期的に当社グループ監査役連絡会を開催し、当社および子会社の監査役間での情報共有を図っております。

また、当社は、内部通報をしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨を定めるとともに、当社監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底しております。

⑧ **監査役 of 職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査役 of 職務の執行について生じる費用等を支弁するため、毎年一定額の予算を設けているほか、当社監査役がその職務について生じる費用の前払い等の請求をしたときには、当該請求に係る費用または債務が当該監査役 of 職務の執行に必要でない認められた場合を除き、すみやかに当該費用または債務を処理することとしております。

## (5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、業績ならびに当社グループを取り巻く経営環境や将来の事業展開等を総合的に勘案し、安定配当の維持に努めることを基本方針としております。

---

(注) 本事業報告中の記載数値は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部	
<b>流動資産</b>	<b>25,673</b>
現金及び預金	13,412
受取手形及び売掛金	7,348
製品	275
仕掛品	2,700
原材料及び貯蔵品	1,208
未収消費税等	439
その他	290
貸倒引当金	△2
<b>固定資産</b>	<b>13,518</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>9,281</b>
建物及び構築物	3,418
機械装置及び運搬具	3,072
土地	1,940
建設仮勘定	393
その他	456
<b>無形固定資産</b>	<b>1,045</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,190</b>
投資有価証券	2,501
退職給付に係る資産	129
繰延税金資産	20
その他	701
貸倒引当金	△162
<b>資産合計</b>	<b>39,191</b>

負 債 の 部	
<b>流動負債</b>	<b>10,403</b>
支払手形及び買掛金	4,502
短期借入金	1,254
未払金	958
未払法人税等	626
前受金	851
賞与引当金	694
役員賞与引当金	92
製品保証引当金	484
その他	938
<b>固定負債</b>	<b>3,016</b>
長期借入金	411
繰延税金負債	559
退職給付に係る負債	1,979
長期未払金	25
資産除去債務	34
その他	5
<b>負債合計</b>	<b>13,419</b>
純 資 産 の 部	
<b>株主資本</b>	<b>24,041</b>
資本金	5,018
資本剰余金	5,705
利益剰余金	14,980
自己株式	△1,663
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>1,590</b>
その他有価証券評価差額金	1,405
為替換算調整勘定	7
退職給付に係る調整累計額	177
<b>新株予約権</b>	<b>141</b>
<b>純資産合計</b>	<b>25,772</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>39,191</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書 (2019年10月1日から2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		40,130
売上原価		26,975
売上総利益		13,155
販売費及び一般管理費		10,380
営業利益		2,775
営業外収益		
受取利息	25	
受取配当金	76	
受取賃貸料	89	
その他	110	301
営業外費用		
支払利息	14	
為替差損	12	
休止固定資産減価償却費	1	
支払手数料	7	
その他	6	42
経常利益		3,033
特別利益		
固定資産売却益	1	
投資有価証券売却益	1,164	
新株予約権戻入益	209	1,374
特別損失		
固定資産売却損	5	
固定資産除却損	13	
減損損失	15	
事業構造改革費用	123	157
税金等調整前当期純利益		4,251
法人税、住民税及び事業税	1,121	
法人税等調整額	18	1,139
当期純利益		3,111
親会社株主に帰属する当期純利益		3,111

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2019年10月1日から2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年10月1日 残高	5,018	5,705	12,250	△1,663	21,311
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△381		△381
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,111		3,111
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	2,729	△0	2,729
2020年12月31日 残高	5,018	5,705	14,980	△1,663	24,041

	その他の包括利益累計額					新株予約権	純資産合計
	その 他 の 包 括 利 益 計 額 合 計	そ の 他 の 包 括 利 益 計 額 合 計	給 付 調 額	退 職 給 付 金	為 替 換 算 差 異		
2019年10月1日 残高	1,090		△78	209	1,221	292	22,825
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△381
親会社株主に帰属する 当期純利益							3,111
自己株式の取得							△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	314		86	△32	368	△151	217
連結会計年度中の変動額合計	314		86	△32	368	△151	2,946
2020年12月31日 残高	1,405		7	177	1,590	141	25,772

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部	
<b>流動資産</b>	<b>20,718</b>
現金及び預金	8,983
受取手形	14
売掛金	7,967
製品	81
仕掛品	2,049
原材料及び貯蔵品	1,029
前払費用	64
未収消費税等	344
その他	182
<b>固定資産</b>	<b>14,539</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>7,627</b>
建物	2,891
構築物	58
機械及び装置	2,700
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	380
土地	1,207
建設仮勘定	388
<b>無形固定資産</b>	<b>1,032</b>
借地権	719
ソフトウェア	289
その他	23
<b>投資その他の資産</b>	<b>5,879</b>
投資有価証券	2,501
関係会社株式	2,298
出資金	0
関係会社出資金	690
長期前払費用	75
破産更生債権等	140
その他	335
貸倒引当金	△162
<b>資産合計</b>	<b>35,258</b>

負 債 の 部	
<b>流動負債</b>	<b>8,825</b>
支払手形	129
買掛金	4,304
短期借入金	400
1年内返済予定の長期借入金	597
未払金	999
未払費用	358
未払法人税等	501
前受金	160
預り金	121
賞与引当金	645
役員賞与引当金	92
製品保証引当金	479
その他	34
<b>固定負債</b>	<b>2,946</b>
長期借入金	411
繰延税金負債	414
退職給付引当金	2,060
資産除去債務	34
その他	25
<b>負債合計</b>	<b>11,772</b>
純 資 産 の 部	
<b>株主資本</b>	<b>21,939</b>
資本金	5,018
資本剰余金	5,976
資本準備金	5,769
その他資本剰余金	206
利益剰余金	12,607
利益準備金	116
その他利益剰余金	12,491
繰越利益剰余金	12,491
自己株式	△1,663
<b>評価・換算差額等</b>	<b>1,405</b>
その他有価証券評価差額金	1,405
<b>新株予約権</b>	<b>141</b>
<b>純資産合計</b>	<b>23,485</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>35,258</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書 (2019年10月1日から2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		33,312
売上原価		22,471
<b>売上総利益</b>		<b>10,841</b>
販売費及び一般管理費		9,375
<b>営業利益</b>		<b>1,466</b>
<b>営業外収益</b>		
受取配当金	414	
受取賃貸料	65	
為替差益	64	
その他	59	603
<b>営業外費用</b>		
支払利息	9	
休止固定資産減価償却費	1	
支払手数料	7	
その他	0	18
<b>経常利益</b>		<b>2,050</b>
<b>特別利益</b>		
固定資産売却益	25	
投資有価証券売却益	1,164	
新株予約権戻入益	209	1,399
<b>特別損失</b>		
固定資産売却損	4	
固定資産除却損	12	
減損損失	15	
事業構造改革費用	123	156
<b>税引前当期純利益</b>		<b>3,293</b>
法人税、住民税及び事業税	856	856
<b>当期純利益</b>		<b>2,437</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2019年10月1日から2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
2019年10月1日 残高	5,018	5,769	206	5,976	116	10,435	10,551
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△381	△381
当期純利益						2,437	2,437
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	2,056	2,056
2020年12月31日 残高	5,018	5,769	206	5,976	116	12,491	12,607

	株主資本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金		
2019年10月1日 残高	△1,663	19,883	1,090	292	21,266
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△381			△381
当期純利益		2,437			2,437
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			314	△151	163
事業年度中の変動額合計	△0	2,055	314	△151	2,218
2020年12月31日 残高	△1,663	21,939	1,405	141	23,485

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年2月10日

株式会社日本マイクロニクス  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 神 代 勲 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 澤 田 修 一 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日本マイクロニクスの2019年10月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本マイクロニクス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年2月10日

株式会社日本マイクロニクス

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	神代	勲	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	澤田	修一	印

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日本マイクロニクスの2019年10月1日から2020年12月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年10月1日から2020年12月31日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、経営監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。  
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月10日

株式会社日本マイクロニクス監査役会

常勤監査役 **新原伸一** ㊟  
社外監査役 **土屋健吾** ㊟  
社外監査役 **内山忠明** ㊟

以上



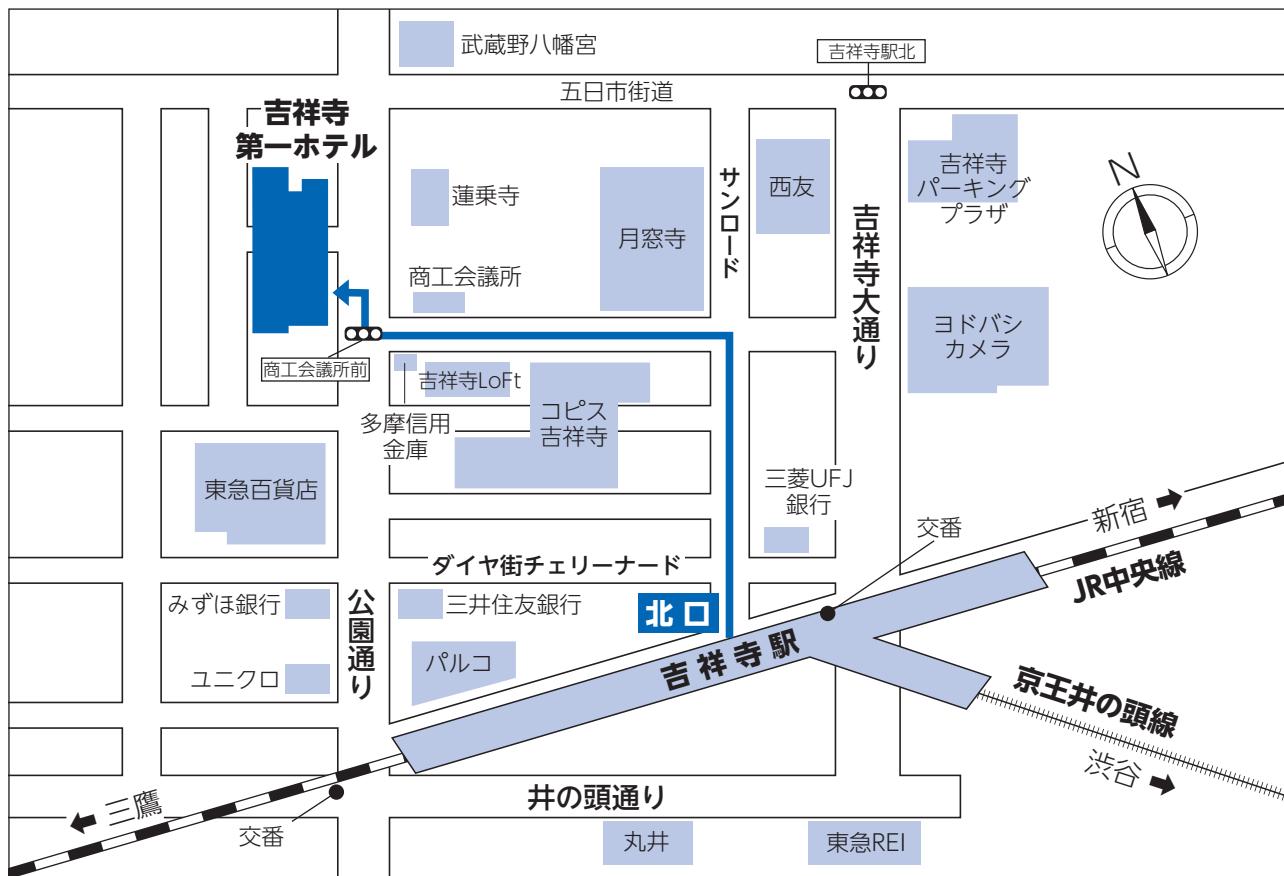
# 株主総会会場ご案内図

会場

東京都武蔵野市吉祥寺本町二丁目4番14号  
**吉祥寺第一ホテル 八階「天平の間」**

交通

JR・京王井の頭線吉祥寺駅  
**吉祥寺駅北口 徒歩5分**



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを  
採用しています。